

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援重要事項説明書

令和 5 年 9 月 1 日 作成
令和 6 年 4 月 1 日 改正

1. 法人の概要

名称	合同会社 diversion (ディバージョン)
所在地	滋賀県彦根市中央町 3-12 CG ビル 4F
連絡先	070-9234-7787
代表者氏名	代表社員 西川 公平
法人設立年月日	令和 5 年 4 月 17 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	相談支援事業所ぷらん
事業所の種類	指定特定相談支援事業 令和 5 年 9 月 1 日指定 (2530200183) 指定障害児相談支援事業 令和 5 年 9 月 1 日指定 (2570200309)
主たる対象者	知的障害者、精神障害者、障害児
事業の方針	合同会社 diversion (以下「事業者」という。) が開設する相談支援事業所ぷらん (以下「事業所」という。) が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、及び児童福祉法に規定する基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切な相談支援を提供することを目的とする。
事業の目的	<p>1 当事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス (以下「福祉サービス等」という。) が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して計画相談支援及び障害児相談支援の事業を行う。</p> <p>2 事業所は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立って事業を行う。</p> <p>3 事業所は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行う。</p> <p>4 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。</p> <p>5 事業所は、自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図る。</p> <p>6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。</p> <p>7 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>8 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号)、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号) その他関係法令を遵守し、事業を実施する。</p>
事業所の所在地	滋賀県彦根市中央町 3-12 CG ビル 4F
電話番号・URL	電話 : 070-9234-7787 ホームページ : http://plan.diversion.site/
管理者氏名	西川公平 (相談支援専門員と兼任)
開設年月	令和 5 年 9 月 1 日

3. 事業実施地域

彦根市全域

4. 営業時間等

(1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。(ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、その他当事業所が定めた日を除く。)
営業時間	午前10時から午後6時までとする。

(2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	営業日と同じとする。
サービス提供時間	午前10時から午後5時までとする。

5. 職員の体制

(1) 主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者	1			従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
2. 相談支援専門員	1	0	1	・サービス等利用計画、障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画」という。)の作成 ・利用の申込みに係る調整

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数。(例)週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)

(2) 主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における最低配置人員)

職種	勤務体制	人員
1. 管理者	常勤 10:00 ~ 18:00	1
2. 相談支援専門員	常勤 10:00 ~ 18:00	1

6. 当事業所が提供するサービスの内容

(1) 指定計画相談支援

相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等、並びに利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援及び教育等にかかる福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮した「サービス等利用計画」を作成します。「サービス等利用計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。「サービス等利用計画」については、6か月に1度以上定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(2) 指定継続相談支援

市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

7. 利用料金

(1) 計画相談支援給付費支給対象サービス

事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談等支援給付を受領する場合（法定代理受領）は、自己負担はありません。

なお、法定代理受領される金額は以下の表のとおりです。

【基本サービス単位数表(計画相談支援・障害児相談支援)】 ※彦根市の一単位の単価は 10.36

		単位数	利用料 (円)
計画相談支援	サービス利用支援費	I	1,572/月
		II	732/月
	継続サービス利用支援費	I	1,308/月
		II	606/月
障害児相談支援	障害児支援利用援助費	I	1,766/月
		II	815/月
	継続障害児支援利用援助費	I	1,448/月
		II	662/月

(2) 交通費

事業所の事業実施地域外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、以下の交通費の実費を請求させていただきます。

- 1 通常の事業の実施地域を超える地点から片道概ね 30 キロメートル以下 100 円
- 2 通常の事業の実施地域を超える地点から片道概ね 30 キロメートル以上 300 円に 10 キロメートル増すごとに 50 円ずつ加算した額とする。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者

についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	西川 公平
-------------	-----	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。・事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">・事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。・また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 1. 事故発生時の対応方法について

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社		
保険名	賠償責任保険		
保障の概要	賠償補償（施設） 1 事故保険金額	10,000 万円	
	賠償補償（生産物） 1 事故保険金額	10,000 万円	
	賠償補償（受託物） 1 事故保険金額	100 万円	
	居宅サービス・居宅介護支援事業者等補償		
	・被害者対応費用、事故対応特別費用、経済的損失、徘徊時賠償	各 1,000 万円	
	・人格権侵害	500 万円	
	・受託貴重品	10 万円	

1 2. 苦情等の受付について

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

<お客様窓口及び行政機関その他苦情受付機関等>

受付窓口	連絡先	受付時間
お客様窓口 (苦情受付窓口担当)	相談支援専門員 西川 公平 電話 070-9234-7787 メール shiga@cbtcenter.jp	10:00~18:00
苦情解決責任者	管理者 西川 公平 電話 070-9234-7787 メール shiga@cbtcenter.jp	10:00~18:00
市町村窓口	彦根市 障害福祉課 電話 0749-22-1411 FAX 0749-22-1398 社会福祉課社会係(彦根市福祉サービス調整委員) 電話 0749-23-9590	8:30~17:15
滋賀県運営適正化 委員会	滋賀県社会福祉協議会内に設置 所在地(県立長寿社会福祉センター内) 〒525-0072 滋賀県草津市笠山 7 丁目 8-138 電話 077-567-4107 FAX 077-561-3061	9:00~17:00

1 3. その他

当事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

令和 年 月 日

指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 西川 公平
説明者職名 相談支援専門員 西川 公平

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談等支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人

住所 _____

氏名 _____ (続柄) 印